

## 第 3 2 号議案

### 中野区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

#### (提案理由)

土地の使用料及び公園の占用料の額並びに臨時的占用に係る利用料金の限度額を改定し、指定管理者が行う業務を改めるとともに、催しのための臨時的占用に係る利用料金、体験学習室に係る利用料金及び多目的運動広場等に係る利用料金の限度額等を定める必要がある。

## 中野区立公園条例の一部を改正する条例

第1条 中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「及びロケーション」を「、ロケーション」に改め、「）のための臨時的な占用」の次に「及び催しのための臨時的な占用」を加える。

別表第1(1)の表中「781円」を「1,100円」に、「520円」を「733円」に改める。

別表第2電柱の項中「1,377円」を「1,583円」に改め、同表標識の項中「816円」を「938円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の項中「122円」を「140円」に、「306円」を「351円」に、「612円」を「703円」に改め、同表電線の項中「102円」を「117円」に、「122円」を「140円」に、「306円」を「351円」に、「612円」を「703円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホール類の項中「1,020円」を「1,173円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「408円」を「469円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,020円」を「1,173円」に改め、同表地下の占用物件の項中「721円」を「865円」に、「306円」を「351円」に改め、同表高架の占用物件の項中「510円」を「586円」に改め、同表天体気象又は土地の観測施設の項中「823円」を「987円」に改め、同表写真撮影の項中「8,160円」を「9,360円」に、「1,445円」を「1,675円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「12,750円」を「14,625円」に改め、同表その他の占用の項中「34円」を「39円」に改める。

別表第4 写真撮影の項中「1, 445円」を「1, 675円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「12, 750円」を「14, 625円」に改め、同表に次のように加える。

催し	臨時的な占有	占有面積1平方メートルにつき 1日	39円
----	--------	----------------------	-----

別表第5(1)の表に次のように加える。

体験学習室A	1回(1時間以内)	1,300円
体験学習室B	1回(1時間以内)	900円
体験学習室C	1回(1時間以内)	500円

第2条 中野区立公園条例の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成30年7月1日」を「平成32年4月1日」に改め、「23,900円」との次に「、「6,500円」とあるのは「3,300円」と」を、「は「200円」と」の次に「、「1,400円」とあるのは「700円」と」を加える。

別表第5(1)の表に次のように加える。

多目的運動広場	1回(2時間以内)	6,500円
---------	-----------	--------

別表第5(3)の表に次のように加える。

多目的運動広場	照明設備	30分以内	1,400円
---------	------	-------	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項から附則第8項までの規定 公布の日

(2) 第1条中別表第1(1)の表及び別表第2の改正規定、別表第4の改正規定(同表に次のように加える改正規定を除く。)並びに次項から附則第4項までの規定 平成31年4月1日

(3) 第1条中第18条第2号の改正規定、別表第4に次のように加える改正規定及び別表第5(1)の表に次のように加える改正規定  
平成31年9月1日

(4) 第2条及び附則第5項の規定 平成32年4月1日  
(経過措置)

2 前項第2号に規定する施行の日の前日までに公園施設の設置の許可を受けている者のうち、当該公園施設の設置の期間が1年以内のものに係る土地の使用料の額については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に規定する施行の日の前日までに公園の占用の許可を受けている者のうち、当該公園の占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に規定する施行の日の前日までに写真撮影のための臨時的な占用及びロケーション（映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。）のための臨時的な占用の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の中野区立公園条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定は、附則第1項第4号に規定する施行の日以後の有料施設の使用に係る使用料並びに有料施設、附属施設及び附属設備の使用に係る利用料金及び使用料の限度額について適用し、同日前の有料施設の使用に係る使用料並びに有料施設、附属施設及び附属設備の使用に係る利用料金及び使用料の限度額については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 第1条の規定による改正後の別表第4に規定する催しのための臨時的な占用並びに改正後の別表第5(1)の表に規定する体験学習室A、体験学習室B及び体験学習室Cの使用に係る手続その他必要な行為は、附則第1項第3号に規定する施行の日前においても行うこ

とができる。

- 7 新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場の使用及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備の使用に係る手続その他必要な行為は、附則第1項第4号に規定する施行の日前においても行うことができる。
- 8 附則第1項第4号に規定する施行の日前に新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備について新条例附則第7項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備に係る利用料金及び使用料の限度額に同項の規定を適用した場合の新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備に係る利用料金及び使用料の限度額の規定を適用した額とする。